

全年齢に対する自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化

1 概要

自転車乗用中における交通事故死者の約6割は頭部に致命傷を負っており（図1参照）、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて約2.2倍である（図2参照）こと等を背景に、道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布）により「全年齢に対する自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化」が公布から1年以内に施行されるもの。

2 改正法（新）

○道路交通法第63条の11（自転車の運転者等の遵守事項）

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。【新設】

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。【新設】 ※罰則なし

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 現行法（旧）

○道路交通法第63条の11（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を乗車するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

4 その他関係規定

○ 交通の方法に関する教則 第3章第1節1(9)（全世代に対し自転車乗車用ヘルメットの着用を推奨）

○ 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例 第8条2項、第9条2項（児童又は生徒の保護者、高齢者の家族に対する乗車用ヘルメットの着用努力義務）

図1 自転車乗用中死者の人身損傷部位（致命傷の部位）（平成29年～令和3年合計）

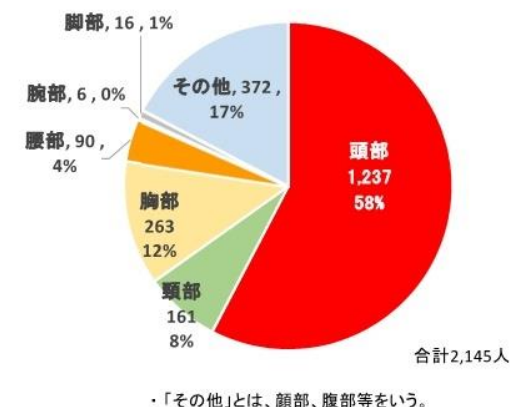


図2 自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率（平成29年～令和3年合計）

